

パブリックコメントを募集しています

町が作成する下記の計画に多くの町民の皆さんの意見を反映するべく、パブリックコメント手続規則に基づき、皆さんからご意見（パブリックコメント）を募集しています。

| | 『厚真町住生活基本計画』 に対するご意見 | 『厚真町過疎地域自立促進市町村計画』 に対するご意見 |
|--------------|---|--|
| 意見を募集する計画と内容 | <p>現行の「厚真町住宅マスタープラン」の計画期間が平成27年度で終了することから、住生活基本法に基づき、現在、今後の厚真町の総合的な住宅施策を「厚真町住生活基本計画」として策定しています。</p> <p>少子高齢化社会や人口減少など社会情勢の変化の中で、移住定住の促進や空き家対策など、取り組むべき施策を基本計画としてまとめるものです。</p> | <p>厚真町は、平成26年4月1日付で過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第8号）が施行されたことに伴い、過疎地域に指定されています。</p> <p>この法律によって、町は過疎地域自立促進市町村計画を策定し、過疎からの脱却に向けた取り組みを行うことが義務付けられています。</p> <p>町では平成28～32年度の「厚真町過疎地域自立促進市町村計画案」を作成しました。</p> |
| 意見の提出先 | <p>①電子メール kenchikujyutaku@town.atsumalg.jp</p> <p>②ファクシミリ 27-2328</p> <p>③書面の持参または郵送 □持参・郵送先 〒059-1692 厚真町京町120番地 厚真町役場 建設課 建築住宅グループ</p> <p>□受付時間 午前8時30分～午後5時30分 (土・日、祝祭日を除く)</p> <p>☒問い合わせ先 役場建設課 建築住宅グループ ☎27-2325</p> | <p>①電子メール kikaku@town.atsumalg.jp</p> <p>②ファクシミリ 27-2328</p> <p>③書面の持参または郵送 □持参・郵送先 〒059-1692 厚真町京町120番地 厚真町役場 まちづくり推進課 企画調整グループ</p> <p>□受付時間 午前8時30分～午後5時30分 (土・日、祝祭日を除く)</p> <p>☒問い合わせ先 役場まちづくり推進課 企画調整グループ ☎27-3179</p> |

意見記入用紙に氏名・住所（法人・その他の団体の場合は、名称・代表者氏名・主たる事務所または事業所の所在地）を明記の上、提出してください。意見記入用紙は町ホームページからダウンロードできます。また、各計画案は町ホームページまたは役場各課（提出先）で閲覧することができます。

【募集期間】 平成28年2月1日(月)から3月1日(火)まで

【対象者】 (1) 厚真町内に住所を有する方
(2) 厚真町内に事務所または事業所を有する個人の方および法人その他の団体
(3) 厚真町内の事務所または事業所に勤務する方
(4) 厚真町内の学校に在学する方
(5) このパブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する方

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費および医療費通知について■

■高額介護合算療養費について■

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。
同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

なお、対象見込みの方には北海道後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されますので、必要事項を記入後、役場町民福祉課町民生活グループまで提出をお願いします。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。



◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

| 負担割合 | 区 分 | | 自己負担額の合計の基準額 |
|------|----------|---------|--------------|
| 3割 | 現役並み所得者 | | 67万円 |
| 1割 | 一 般 | | 56万円 |
| | 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ（※1） | 31万円 |
| | | 区分Ⅰ（※2） | 19万円 |

※1 世帯全員が住民税非課税である方。

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方。

■医療費通知の送付を希望される方へ■

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた『医療費通知』を送付しています。次回の発行は、平成28年3月末（平成27年7月～12月診療分）に行います。



◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場町民福祉課町民生活グループまでご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
 - この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※ この通知を、確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

◆◆◆お問い合わせ先◆◆◆

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎011-290-5601

役場町民福祉課町民生活グループ
(総合ケアセンター「ゆくり」内)
☎0145-26-7871